

(様式 1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	温泉法	担当課	薬務衛生課	検索番号	9-3
許認可等	温泉の利用の許可	根拠条項	15-1		
(根拠規定)					
○温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号) (温泉の利用の許可)					
第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。					
2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。					
一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者					
二 第三十一条第一項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者					
三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの					
3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。					
4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。					
○ 温泉の利用基準について(昭和 50 年 7 月 12 日環自企第 424 号環境庁自然保護局長通知)					
○ 温泉利用基準の一部改正について(昭和 61 年 7 月 14 日環自施第 244 号環境庁自然保護局長通知)					
○ 温泉利用基準の一部改正について(平成元年 12 月 6 日環自施第 438 号環境庁自然保護局長通知)					
○ 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成 18 年 3 月 1 日環境省告示第 59 号)					
○ 温泉利用基準(飲用利用基準)の一部改正について(平成 19 年 10 月 1 日環自総発第 071001002 号環境省自然環境局長通知)					
(許認可の基準)					
<b>温泉利用許可の取扱い基準</b>					
温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により知事が与える温泉の利用許可は、本基準によるものとする。					
<b>第一 浴用利用基準</b>					
1 適用対象となる温泉					
本基準の適用対象となる温泉は、1キログラム中、総硫黄(硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。)を2ミリグラム以上含有する温泉とする。					
2 温泉利用施設の構造					
温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室(露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。)内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。					
(1)浴室内の空気中の硫化水素濃度					
イ 浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度 20ppm					
ロ 浴室床面から上方70cmの位置の濃度 10ppm					
(2)換気孔等又はばっ気装置等					
イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。					
(イ) 換気孔若しくは換気装置(以下「換気孔等」という。)(常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。)を有する構造					
(ロ) ばっ気装置等(源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。)を有する構造					
(ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造					
ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と					

同じ高さに設けること。(別図1参照)

ハ 浴室には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置(ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等)を設けないこと。

(3) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。(別図1及び2参照)

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。(別図1及び3参照)

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

知事が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点(温泉注入口付近等)を含むこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、知事から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。(別図1参照)

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

## 第二 飲用利用基準

### 1 基準の適用対象となる温泉水等

(1) 本基準は、飲用させようとする全ての源泉及び利用施設に適用する。

(2) 飲用の許可にあたり、飲用に供しようとする温泉(以下「飲泉」という。)については、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用することとし、自然由来以外の原因により汚染が考えられる場合は飲用を認めない。また、循環ろ過装置又はその他の設備等により循環、再生又は水質変更されている場合は飲用の許可対象外とする。

保健所長は、土壌汚染及び地下水汚染等の可能性等地域の実情を勘案し、必要と認める項目について水質検査を指示し、自然由来以外の人為的な汚染がないことを確認すること。

(3) 飲泉は、表-1に定める許可基準に適合するものであること。なお、飲用の利用の許可を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、表-1に掲げる飲泉の水質について、飲泉口から採水したものについて分析を行い、許可基準に適合していることを確認すること。分析方法は、原則として鉱泉分析法指針(環境省自然環境局)に基づき行うこととし、指針に記載されていない項目については、「温泉利用基準(平成19年10月1日付け環自総発第071001002号)」及び「公衆浴場における水質基準等に関する指針(平成12年12月15日付け生衛第1811号)」等を参考とすること。

(4) 保健所長は、上記(2)、(3)の水質検査の結果及び温泉法第8条に規定されている掘削工事の完了届出時に提出する温泉成分分析結果(又は温泉法第18条に規定されている10年以内毎に実施する最新の温泉成分分析結果)により飲用の可否を適切に判断するとともに、許可する場合においては、必要に応じて飲用の制限を行うこと。

なお、希釈については、pH及び温度が飲用するにあたり適当でない場合のみ認めること。

(5) 申請者は、飲泉の管理に係る管理計画を作成すること。

(6) 飲泉利用にあたり希釈に用いる水（以下「希釈水」という。）が必要な場合は、飲泉場所に希釈水の蛇口を併設すること。希釈水は、原則として水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道、同条第7項に規定する簡易専用水道又は愛媛県水道条例第2条に規定する水道により供給される水（以下「水道水」という。）とする。ただし、水道水以外の水を使用する場合は、愛媛県飲用井戸等衛生対策要領に規定される水質検査により「飲用に適する」と認められた水とする。

## 2 施設の管理

温泉利用許可者は、施設の管理のため以下の内容を確認及び遵守すること。

### (1) 飲泉の衛生管理

- ア 表-1に掲げる飲泉の水質及び希釈水の分析を表-3に掲げる頻度で実施し、基準に適合していること及び濃度等を確認すること。
- イ 飲泉の水質に異常を認めた場合は直ちに飲用を中止し、管轄する保健所及び関係機関に報告するとともに、原因を究明及び排除すること。
- ウ 飲泉の分析結果は、3年間保存すること。
- エ 知覚的試験（臭い、味、色、清濁）については、年1回の分析に加えて、毎日、利用者への提供前に、飲泉口で無色透明なガラス製コップに飲泉をとり、表-1の許可基準に適合していることを確認し、記録すること。
- オ 飲泉の定期的な水質の検査について、管理計画に記載すること。

### (2) 施設の衛生管理

#### ア 源泉の管理

- (ア) 源泉孔口周辺が、衛生的に管理されること。
- (イ) 脱気管等の開口部が、昆虫や塵芥等により汚染されないこと。
- (ウ) 湧出路へ表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の侵入がないこと。
- (エ) 飲泉が滞留しない構造であること。
- (オ) 源泉の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

#### イ 中継槽の管理

- (ア) 中継槽を設置する場合は、原則として飲泉専用のものとする。ただし、衛生上有害でないとき認めるときは、浴用専用のもとの共用は可能とする。
- (イ) 中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、地上に設置すること。
- (ウ) 中継槽の蓋は、周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
- (エ) 年1回以上、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気等必要な措置を講ずること。）
- (オ) 飲泉が滞留しない構造であること。
- (カ) 中継槽の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

#### ウ 送（引）湯管路の管理

- (ア) 送（引）湯管路は、温泉の成分等により変質・腐食等を起こさない材質を用いること。
- (イ) 源泉から飲泉口までの配管は、原則として飲泉専用のものとする。ただし、衛生上有害でないとき認めるときは、浴用専用のもとの共用は可能とする。
- (ウ) 配管路は原則として地上配管とし、漏水、浸入水が目視により確認できること。
- (エ) 圧力計を設置し、管内圧が常にある圧力以上であることを確認できること。
- (オ) 飲泉が滞留しない構造であること。
- (カ) 送（引）湯管路の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

#### エ 飲泉用コップの管理

- (ア) 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなどを用いることが望ましいが、飲用コップを繰り返し使用する場合は、飲泉専用のもとし、十分な数のコップを蓋のできるケースに保管し、使用前と使用後が明確に分かるよう管理すること。
- (イ) 繰り返し使用する飲用コップは、従業員により定期的に洗浄されるなど常に衛生的な状態にすること。
- (ウ) 飲用コップの衛生的な管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

### (3) 飲泉場所の限定及び利用方法

- ア 飲泉の蛇口等は、原則として浴室以外の衛生上支障のない場所に設置すること。ただし、浴室内に設置する場合において、飲泉の蛇口等が浴槽水及び洗場等から汚染を受けない位置、構造であるときはこの限りでない。

- イ 飲泉の蛇口等は、常に開放し、飲泉が滞留しない構造であること。
- ウ 飲用許容量及び希釈等の方法については、分かりやすい表現、字の大きさ等に配慮し、誤飲や過剰飲用を避ける配慮をすること。
- エ 飲泉場所であることを容易に確認できるよう掲示すること。
- オ 飲泉以外の温泉を供給する蛇口等には、「飲用できない」旨を掲示すること。
- カ 飲泉場所の維持管理を適切に行うための内容を管理計画に記載すること。

(4) 飲用許容量等の明示

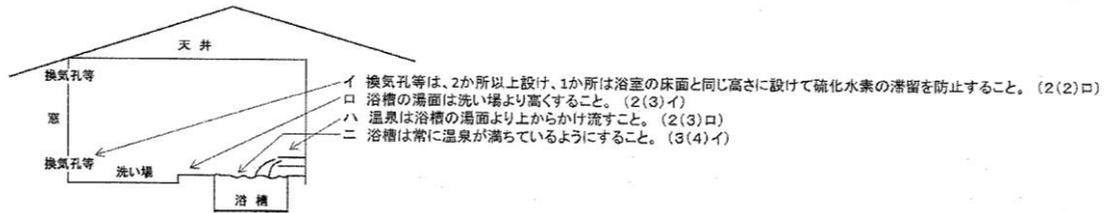
- ア 15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合は、医師の指導を受けること。
- イ 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の者は、主治医の意見を聴くこと。
- ウ 飲泉の禁忌症及び飲用上の注意を飲泉場所に掲示すること。
- エ 飲用許容量及び希釈等の掲示については、分かりやすい表現や字の大きさ等により誤飲や過剰飲用を避けるよう配慮すること。
- オ 飲泉の1回の最大量は150mLとし、その1日の総量は500mLまでとするが、飲用許容量が複数存在する場合は、飲用許容量を成分ごとに算出し、飲用許容量の最も少ない量を掲示すること。特に、遊離二酸化炭素を含有する温泉については、大量の二酸化炭素の飲用吸入による鉱泉酔酩について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。
- カ 強酸性強アルカリ性の飲泉の希釈方法については、pHを4～10の間に調整することができる簡易な方法を掲示すること。
- キ 飲泉場所から飲用目的で温泉水を持ち帰らない旨掲示すること。
- ク 飲用による健康被害が発生した場合の連絡先を掲示すること。
- ケ 健康被害の防止策及び発生時における連絡体制を管理計画に記載すること。

3 記録・報告等

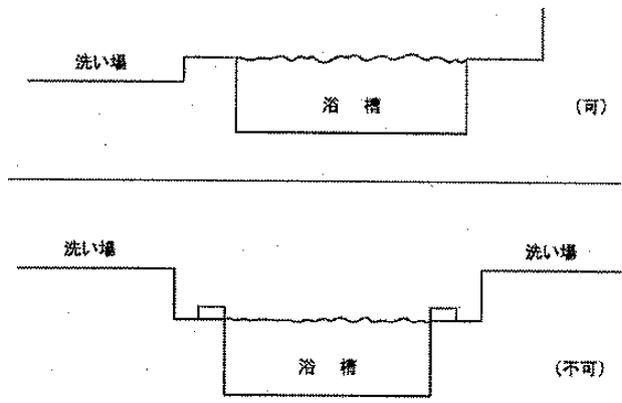
温泉利用許可者は、記録、報告及び事故発生時等における措置について、以下の内容を遵守すること。

- (1) 毎年実施する「温泉利用状況調査」に併せて、前年度の水質検査、点検等の実施状況及び事故が発生した場合はその経緯及び対応状況を取りまとめ、知事に報告すること。
- (2) 水質検査及び施設・設備の点検を行った場合は、これを記録し、3年間保存すること。
- (3) 温泉の飲用にかかる健康被害（飲泉に伴う中毒又はその疑いのある者の発生）、施設の故障、水質異常時の事故が発生した場合は、直ちに飲用を中止し、管轄する保健所及び関係機関に連絡するとともに、原因を究明すること。
- (4) 衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行おうとするときは、事前に管轄する保健所にその内容を協議すること。また、変更後は利用開始前に微生物学的衛生管理に関する項目の検査を行い、「変更の内容」及び「水質検査の結果」を管轄する保健所に報告すること。
- (5) 維持管理の記録・報告の内容及び様式を作成し、管理計画に記載すること。

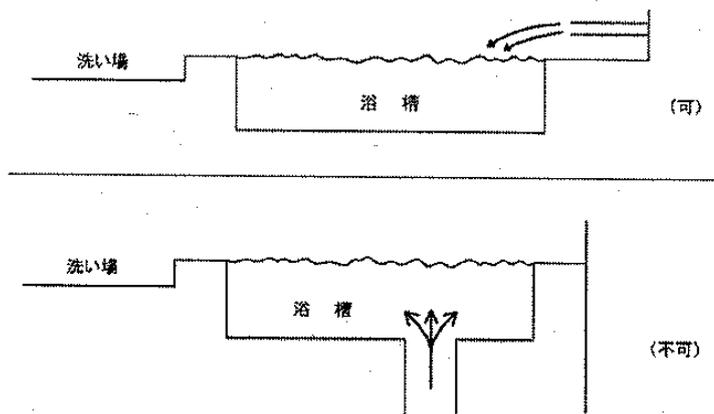
# 別図1



# 別図2



# 別図3



## 愛媛県温泉飲用利用基準別表

表-1 温泉飲用利用基準

項目	分析項目(※1)	許可基準	利用条件等	
微生物学的衛生管理に関する項目 (※2)	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下		
	大腸菌群	検出されないこと		
	全有機炭素(TOC)	5 mg/L以下		
	レジオネラ属菌	10 CFU/100 mL未満		
鉱泉分析法指針に基づいた温泉成分分析結果で判定できる項目	ひ素	0.1 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	銅	1.1 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	ふっ素	8 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	鉛	0.07 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	水銀	0.0005 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	遊離炭酸	含有量の確認	1回許容量は表-2参照	
	カドミウム	0.003 mg/L以下		
	六価クロム	0.05 mg/L以下		
	亜硝酸態窒素	0.4 mg/L以下(Nとして)		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下(Nとして)		
	ほう素	24 mg/L以下(Bとして)		
	亜鉛	1.7 mg/L以下		
	アルミニウム	3.5 mg/L以下		
	鉄	140 mg/L以下	1日許容量は表-2参照	
	マンガン	4.6 mg/L以下		
	カルシウム	含有量の確認	1日許容量は表-2参照	
マグネシウム	含有量の確認	1日許容量は表-2参照		
バリウム	5 mg/L以下			
その他の項目	pH値	4~10(希釈後を含む)	適正な希釈量の設定 pH4~10に希釈	
	知覚的試験	臭い	異常でないこと	
		味	異常でないこと	
		色	ほとんど無色透明であること	
		清濁	ほとんど無色透明であること	

※1:分析方法については、温泉利用基準(飲用利用基準)(最終改正:平成19年10月1日付け環自総発第071001002号)の分析基準及び鉱泉分析法指針(環境省通知)等を参考とすること。

※2:許可申請時に提出する飲泉の水質の分析結果のうち、「微生物学的衛生管理に関する項目」については、分析終了の日付が申請日から起算して1か月以内であること。

表－2 温泉飲用許容量＜大人（16歳以上の者）＞

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合の飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

基準の適用対象となる温泉成分	飲用の総量	成分の総摂取量
ひ素を含有する温泉水（1日につき）	$0.1/A \times 1000\text{mL}$	0.1 mg
銅を含有する温泉水（1日につき）	$2.0/A \times 1000\text{mL}$	2 mg
ふっ素を含有する温泉水（1日につき）	$1.6/A \times 1000\text{mL}$	1.6 mg
鉛を含有する温泉水（1日につき）	$0.2/A \times 1000\text{mL}$	0.2 mg
水銀を含有する温泉水（1日につき）	$0.002/A \times 1000\text{mL}$	0.002 mg
遊離炭酸を含有する温泉水（1回につき）		1000 mg
鉄を含有する温泉水（1日につき）	$40/A \times 1000\text{mL}$	40 mg
カルシウムを含有する温泉水（1日につき）	$2000/A \times 1000\text{mL}$	2000 mg
マグネシウムを含有する温泉水（1日につき）	$250/A \times 1000\text{mL}$	250 mg

1) Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量（mg単位）の数値

2) 飲用の総量について、算出された飲用の総量が500 mL以上の場合には、温泉の1日の飲用量を超えているため、明示することを要しない。

3) 飲用許容量は、1か月程度温泉地に滞在する一般の温泉利用者を対象として設定されたものであり、長期にわたり温泉を利用する地域住民等については、本基準は必ずしも適合しない場合がある。

表－3 飲泉の水質及び希釈水の分析の頻度

項目	頻度
微生物学的衛生管理に関する項目	6か月に1回以上
温泉法第18条に規定する温泉成分分析 ※源泉の状況等により季節変動が想定される項目は、これとは別に季節変動を把握することができる分析頻度を設定しその状況を把握すること	10年に1回以上
その他の項目	1年に1回以上
希釈水（水道水以外の水の場合のみ）	6か月に1回以上